

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月23日

京都市長 門川大作

京都市規則第73号

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市子ども・子育て支援法施行条例」の右に「(以下「条例」という。)」を加える。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(条例第16条の2第2項各号列記以外の部分に規定する別に定めるもの)

第6条 条例第16条の2第2項各号列記以外の部分に規定する別に定めるものは、府令第1条第1号ロ(3を除く。)及び同号ハ(5)(i)から(iv)まで並びに同条第2号ロ(1)及び(2)に規定する基準とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)